

市民カレンダー

— 1 月 —

1日(火)	元旦
4日(金)	官庁ご用始め
6日(日)	小寒 消防出初式
9日(水)	心配ごと相談日(吉川弁護士)
10日(木)	交通事故ゼロの日 青少年を守る日
13日(日)	市民防火の日
14日(月)	市民総合相談日
15日(火)	成人の日 勝山市成人式
20日(日)	大寒 家庭の日
25日(金)	市・県民税(第四期)、国民健康保険税(第四期) 納税日

執務時間を変更

1月7日—2月末日まで

石油危機は、市民生活にも大きく影響を及ぼしていますが、これら熱資源の節減をはかるため行政機関をはじめ各界にわたって節約運動が繰り広げられています。

市も早くからこの趣旨を重視、暖房、自動車、電灯照明など節減に努力して来ましたが、更に石油の削減が及びくとなると予想されますので、市民生活に不便をかけない範囲内で執務時間を、次のとおり変更して節減をはかります。

市民のみならず、この危機

実施期間 一月七日から二月末日まで

執務時間 月曜日から金曜日まで、午前八時三十分から午後四時三十分、土曜日は従来どおり。



盛んに開かれている体力テスト (荒土小学校で)

保育所入所について

申込みは2月9日まで

四月からお子さんを市立保育所へ入れたいと希望される方は二月九日までに、市役所福祉事務所に申し出て下さい。

保育所へ入所できる基準は、(イ) 母親が扶養家庭の外で仕事をすることが普通なので、その子どもの保育が出来ない場合の子どもの保育が出来る場合の子どものみならず、この危機

ただ今受付中

市立幼稚園入園申込み

市教育委員会は、昭和四十九年度市立幼稚園の入園申込みを一月十九日まで受付しています。入園を希望する幼児がある方は早目に申込み下さい。

〈対象児〉

小学校入学前一年の幼児(但し、定員に満たない時は、入学前二か年ないし三か年の幼児も対象となります)

〈入園・退園の許可〉
幼児の入園・退園は幼稚園長が許可しますが、入園の場合、入園願いが定員を超えたときは公開抽せんして入園を決めます。

〈通園区及び申込幼稚園〉
平泉寺町、村岡町、野向町、北郷町、鹿谷町の方は、それぞれの小学校学区内にある幼稚園ただし、北谷町、遼羽町の方は希望する幼稚園。

〈市街区域は三幼稚園区に分けています〉
▽成器南幼稚園区
成器南小学校学区及び小学校自由区。

(イ) 母親が昼間家庭で子どもはなれて、日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その子どもの保育が出来ない場合。ただし、父親がその仕事に従事して、かつ、そのための使用人がいる家庭は除かれます。

(ロ) 死亡、長期入院などの理由で母親がいない場合。

(ハ) 母親が病気、出産などのために子どもの保育が出来ない場合。

■幼稚園入園世帯はのぞかれま

ある場合は、この限りではありません。(りません)

■入所申請書は福祉事務所にあります。

■入所を希望されても、保育所の定員に余裕がない場合があります。あらかじめご了承ください。

■四十八年十月一日以前に申請され、まだ、入所出来ない方も改めて申請書を出してください。

家庭の中の防災知識

火事

火事のニュースが絶えない。災害はすべてちよつとした不注意から起きている。火事の場合特にそのケースが多い。そのなかで一番多いのがタバコによる出火。

過去のデータから、①吸いながらよく消さずに投げ捨てた。②泥酔して寝タバコをして、火を消さないまま寝入りこんだ。③ちよつとしたつもりで吸いさしのタバコをテーブルや机の端などに置き忘れた。④くわえタバコで火が落ちたのに気がつかず

お問合せは、電話八局一一一番、内線二七五・二七六、有線番号二〇七二・二〇七三をご利用ください。

家庭を取壊した方は早く届出を

固定資産税(家屋)は、毎年一月一日現在で、所有者に対して課税することになっています。

そこで昭和四十八年中に家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、物置など)の全部、または一部を取壊された方は、まだ、届出されていない方は、一月二十五日までに市役所税務課固定資産税係へ届出してください。

市民総合相談日の変更について

毎月第三水曜日に開設していましたが、市民総合相談を一月に限り、十四日(月)に変更します。

源泉還付申告書は1月中旬に 国税の納税証明は2月中旬までに

大野税務署では、2月、3月は申告所得税確定申告時期にあたるため、大変混雑します。納税証明の請求は2月中旬までに、源泉還付申告書の提出は、1月中旬にしてください、なるべく、この時期をさけるよう希望しています。

- お問合せは、電話八局一一一番、内線二七五・二七六、有線番号二〇七二・二〇七三をご利用ください。
- 九百五十五円 八講正一郎(元町一丁目) 五千円 勝山麻雀同好会、五千円 島田寅蔵(元町一丁目) 六千円 大平松三(栄町四丁目) 一万六千四百九十円 松文労組・奥越民社党(旭町一丁目) 四千四百円 中部中学校生徒会、一万円 市母子福祉連合会、五万一千二百七十円 立正佼成会(昭和町一丁目) 三万七千四百一十円 勝山地区同盟、二千元 前田実(元町二丁目) 七千元 坪坂医院職員一同、三千元 ポウリング連盟勝山支部、一千五百円 日本ボテラス勝山支部、二万七千七百円 勝山農協婦人部、一万一千三百六十三円 成器西小学校児童会、九千七百七十六円 山岸機業K K従業員一同、一千円 小林シツ(昭和町三丁目) 六千円 山岸忠彦(芳野町一丁目) 一千円 山端義男(昭和町一丁目)

住宅用地の調査の結果、48年度固定資産税が減額となり、納め過ぎになっている方には、過納分をお返しすることになりました。また、国民健康保険税も固定資産税の更正により過納額をお返しします。該当の方へ通知しますから、次のいずれかの方法でお願いします。

●通知書と印鑑を持って税務課。 ●金融機関(農協も含む)に口座のある方は口座振替。 ●1、2の方法ができなくて納税組合員の方は、通知書を納税組合長に集金日までに渡し、受領を委託することができます。